

平成30年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年12月11日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中 文夫
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	吉田 篤夫
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	------	--------	--------

1. 町長追加提出議案の題目

同意第4号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺蓮華会舞演舞場〕」までの29議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾幸太郎）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして公の施設の指定管理について質問したいと思います。

今回、福祉施設等が再指定される形になっておりますが、9月の同僚議員の一般質問の中で福祉施設の譲渡、売却に関して町長の方から検討するというような答弁を聞いております。ただ今回、指定管理の期間が5年間という風になってまして、譲渡、売却を検討すると言った割には5年間の指定管理というのは、期間が少し長いのではないかなという風に個人的には思います。

今回、再指定を受ける施設の中には、土地を所有しておりまして建物の譲渡、売却には応じて良いというような法人もいるという風な話も聞いたりもしておりますが、そのような中で5年間の指定管理にした理由について教えてください。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

ただ今の西尾議員の質問にお答えします。

9月の議会で、町長よりそういった答弁がありましたことは、認識しております。その後も指定管理の施設の民間譲渡につきましては、それぞれの法人を回りまして可能かどうか、それから今後こういった協議ができるかという風に協議をしているのは事実であります。しかしながら、今回の指定管理期間に間に合わせることは難しいということからですね、今回につきましては通常どおり指定管理という形でさせていただきました。通常指定管理の期間というのが5年間ということになっておりますので、この度は5年間で指定管理しましたが、5年間で指定管理をしたから必ず5年間ということではなくてですね、協議の内容、進捗状況に応じまして、その期間を短くして、それはお互いに協定していますので、相互に協議をした上でその期間を短くすることはできるという風に認識しておりまして、このような形で提案させていただきました。

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

再確認なんですけど、5年間の指定管理の期間であっても途中で指定管理の契約を解除して、売却の話を進めるという心づもりがあるということでしょうか。

○番外（ 福祉課長 中 林 真 ）

はい、そのとおりでございます。

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

スピード感を持って対応していただければと思います。

次の質問なんですけど、今回指定管理の評価表について資料提出を求めているんですが、出てきた資料が5年間の予算書になっているんですけど、これ以外の評価に関する資料等は無かったのでしょうか。

○番外（ 総務課長 野 津 浩 一 ）

指定管理の事務局を総務課が所管しておりますので、私の方からお答えをさせていただきますと思います。

今回、議会資料にありますように公募10件、非公募4件の14件の施設について上程させていただいております。今回、評価シートが無いというこの質問でございますが、複数競合した場合や新規の事業所の場合には、当然、選定委員会により評価シートを作成して対応しておりますが、今回のように現指定管理者のみの応募であった施設につきましては、従来、このようなケースは申請書類に添付してあります経営状況、或いは今回資料として提出させ

ていただいております向こう5年間の収支予算書等を所管課で適宜精査を行い、その後、選定をしております。その旨を書面にして町長に伺いを立てて、町としての決定としているのが現状でございます。

○6番（西尾 幸太郎）

今回の指定管理者の指定に関しては、議決案件であって議会に対してもそれなりに資料の提出が必要かと個人的には感じております。ただ、最初に指定管理者の指定の理由等の資料に関しては、その再指定の理由がコピーして貼り付けたような理由ばかりが並んでいて、決して丁寧な情報提供とか資料提出とは言えないんじゃないかという風にも思います。

あと、1者しか申し出が無かったのも、きちんとした評価を行わずに今まで通りの指定を行っているということなんです。本来はその5年間の指定期間とか3年間の指定期間の中で、どのような運営がされて、どのような評価をして、どのように改善をしていかなければいけないのかという風な、例えば1者であってもそういった話し合いとか評価をきちんとして、再指定するのであれば再指定する必要があると思いますが、その辺りの考えを少し聞かせてください。

○番外（総務課長 野津 浩一）

はい、おっしゃるとおり指定管理者制度の運用に関するガイドラインというのを町は策定しております。それに基づきますと、今、西尾議員が言われたように年度ごとに収支の状況等々、所管課が管理者と協議をしていくというのが定められておりますが、実際そういった施設もこの隠岐の島町、指定管理している施設がかなり多くありまして、いろんな形態があります。今回のように福祉施設でありますとか、集会所とかいろいろありまして、同じような画一的な形での評価とか指導とかいうのは、なかなか難しいとは思いますが、施設に、この町に合った指定管理者と町との協議の仕方、経営の係わり方をもう少し詰めたガイドラインを修正して、もう少し評価もきちっとできるような形を早急に見直しを行いたいという風に、原課任せのところもありますので、総務課の方でそこを指導して作成していきたいという風に考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

願いは良くないと言われておりますが、その辺りに関してはきちんと指定管理に出している施設は町民の共有財産でありますので、きちんと適正に指定管理として管理されるようにきちんとした評価、しかも指定管理の期間が終わった時に、そして再指定行う際はそういったところを指定管理の運営法人とかに指摘する最大のチャンスの間かとも思いますので、

その辺りの評価がしっかりできるように今後対応を検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、同意第4号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の1件を議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました1件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長池田高世偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

同意第4号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町教育委員会委員のうち、野津幸恵氏が、来る12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以上、追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時42分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時42分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 9時42分 ）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました1件の議案について質疑を行います。

質疑はありますか。

○12番（高宮陽一）

所管であります追加で提案をされておりますので、ちょっと質問をしたいと思います。

こういった案件、もう当初から12月31日には任期が切れるということは分かっているんですよ。それがこういった形で追加で出るということは、何か問題があったのかという風に想像する訳で、話は近々したようですが、こういったことを追加で出すようなことがないように今後はしていただきたいと思いますけれども。

これは、町長の方がいいですか。

○番外（副町長大庭孝久）

当然、当初から挙げればいい訳ですけれども、同意案件につきましては、これまでも追加提案をした経緯がございましたので、そういう風にしておりましたけれども、今度から当初の方で提案させていただくように調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました議第89号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第117号「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺蓮華会舞演舞場〕」までの29議案をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案29件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12月12日、13日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12月14日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 9時46分)

以 下 余 白